

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

朝臣アソは大臣なり、阿曾美云玉加都麻三に、かばねの朝臣は吾兄臣といふ事なり云々といへり、こもよしあるべけれども證文を引ざればこゝろ得がたし。亡友蒲生秀實云、朝臣は大臣なり、大の字に阿の訓あり、あには大兄、あねは大姉なりといへり、この説に従ふべし。

〔氏族考上〕朝臣は阿曾美と訓て、吾兄男臣の意なり。アヤフア中略或説に、朝臣の意にてはあるべし、外記廳エイシキヤウをあい政雜事にわたらる故の義を思しければ、朝廷朝政を朝云は、百官あしたに先釐務に従ひて、後に漢臣にもあらずさ云り、猶よく考へし。

〔書言字考節用集姓氏〕宿禰所用位署式

〔續日本紀三十二〕寶龜四年五月辛巳、其天下氏姓ヨリハタサニ阿曾美爲朝臣足尼爲宿禰、諸如此類不必從

古

〔上宮聖德法王帝說〕聖王○天孫太子○聖德娶蘇我馬古叔尼○子大臣女子名負古郎女生兒山代大兄王

〔釋日本紀十五〕宿禰

私記曰、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰之義、取於少兄也、或說帝王相親、云曾古爾禰與蓋敬○敬一作取

〔先代舊事本紀五〕弟宇摩志麻治命○中略

大神奉齋殿内、即藏天璽瑞寶、以爲天皇○神武鎮祭之時、天皇寵異特甚、詔曰、近宿殿内矣、因號足尼、其足尼之號自此而始矣。

〔書紀集解二十九〕按足側尼寢也、側宿以音近充側以宿、禰音興寢訓通、故用言寢于君側也。

〔古事記孝元〕比古布都押之信命娶尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣那毘二字以音生子、味師内宿禰、此者山代内又娶木國造之祖、宇豆比古之妹、山下影日賣生子、建内宿禰。